

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例			
条 例 番 号		昭和25年神奈川県条例第52号	法 規 集	第8編第6章第1節	
所 管 室 課		健康医療局生活衛生部生活衛生課			
条 例 の 概 要		えなその他出産に伴う産あい物の処理を業とする者に関し必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	胎盤や妊娠4か月未満の胎児などのえなその他出産に伴う産あい物（以下「産あい物」という。）については、社会通念上廃棄物とは区分して丁重に取り扱う必要があり、この処理業の許可制度について定める本条例は必要な条例である。			産あい物処理受託件数 R5：39,689件 R4：46,225件 R3：43,861件 R2：46,701件 R1：49,590件
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	産あい物の処理に関する公衆衛生上の措置については適切に定められており、有効である。			産あい物処理（焼却処理）業許可：2件 （昭和51年以降新規許可なし）
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	産あい物処理業の施設基準等については、必要最低限のものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	産あい物処理業の許可等の適正な実施を確保するために必要な事項を定める条例であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。			
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、産あい物の処理を業とする者に関し、許可制とするとともに、施設の構造設備基準を定めたもので、その内容は合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				